



【9月の税務】

●9月10日

1 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

5 1月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)

●9月30日

2 7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(・法人事業所税)・法人住民税〉

6 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉

3 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉

7 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉

4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉

【所長コラム】天候不順の中でもお祭りや盆踊り

の声を耳にすると街の熱を感じます。

先日「埼玉県まち・ひと・しごと創生有識者会議」に参加いたしました。県の職員も各部署から100名弱と大勢の方が参加していました。県内の基本目標として「雇用」「人口」「結婚・出産・子育て」「暮らし」「デジタル」等について様々な重要指標(KPI)を掲げ取り組まれています。KPIの数は60項目にわたり目標達成に尽力されていました。そのうち34項目は達成されており、産学・経済・教育・金融・労働団体・メディア等の有識者の厳しい質問や要望に真摯に向き合う県職員の回答を伺い、埼玉県民としてとても誇りに感じました。(中島)



YouTube



Facebook



Instagram



編集発行人 所長 税理士 中島 由雅

副所長 税理士	柴田 健次
副所長 税理士	平田 保
副所長 税理士	小嶋 正幸
副所長 税理士	工藤 重孝
副所長 税理士	武藤 賢一
副所長 税理士	伊藤 政則
副所長 税理士	篠原 恒夫
副所長 税理士	平澤 悟
副所長 税理士	高山 慶一
副所長 医療担当	加藤 登
副所長 医療担当	岡 伸夫
副所長 金融担当	穂積 一秀
副所長 金融担当	小澤 善昭
副所長 金融担当	片平 啓二
副所長 金融担当	岩切 陽一郎
副所長 中小企業診断士	平林 領
顧問 公認会計士	古屋 卓己
顧問 税理士	三浦 賢二
顧問 金融担当	斎藤 健
顧問 医療担当	清水 大輔
顧問 農学博士	中島 宏



旧下請法による勧告・指導 発注企業の義務と禁止事項

公正取引委員会は、中小受託取引適正化法（取適法・旧下請法）違反による勧告・指導状況を公表しました。立場の弱い中小企業に不当な要求を行ったなどとして、法律に基づいて実施した勧告は昨年度39件に上り、平成以降で最も多くなりました。そこで今号では、取適法（旧下請法）による勧告・指導状況を取り上げます。

公取委によると、中小企業に不当な経済上の要求を行うなど、「中小受託取引適正化法」（旧下請法）に

違反した事業者に対し、再発防止を求めるよう勧告した件数は、昨年度39件と前年度より18件増加。平成以

降で最も多くなりました。勧告の対象で最も多かったのは、「不当な経済上の利益の提供要請」です。

昨年度は、車のディーラーや運送事業者など、特定の業種・業界について集中的に調査を行い、その結果、金型の長期保管や修理する車を無償で運搬させるなどの違反行為が確認できたとして、合わせて4件の勧告と690件の指導が実施されました。また、勧告に基づき、発注側の177事業者から受注側の5165事業者に対し、代金の減額分など総額約25億円が返還されました。

上で公表されます。

また、違反の程度が軽く、勧告に至らない場合にも指導が行われ、改善報告書の提出が求められます。

■発注企業側（委託事業者）の義務と禁止事項■

発注企業側（委託事業者）が優越的な地位を利用して、受注企業側（受託事業者）に不当な不利益を与えないよう、旧下請法では、以下の義務と禁止事項を定めています。

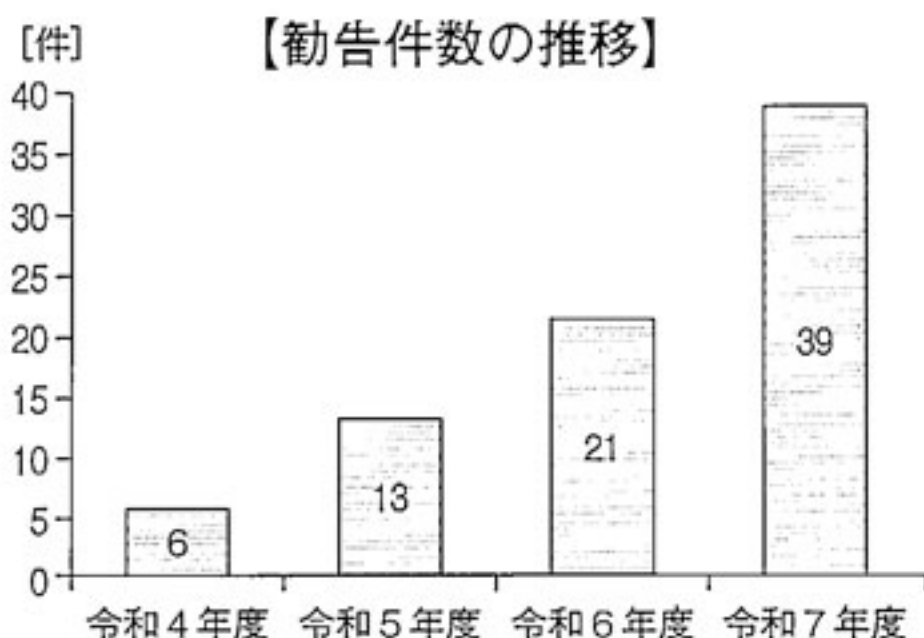
〈4つの義務〉

①発注内容等の交付、②支払期日（受領日から60日以内）を定める、③取引記録を作成・保存する、④支払いが遅延した場合、利息を支払う

〈11の禁止事項〉

①納品物の受領拒否、②代金の支払遅延、③代金の減額、④発注した物品等の返品、⑤「買ったたき」の禁止、⑥物品等の購入・利用の強制、⑦発注企業の違法行為を通報したことに対する報復措置、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済、⑨不当な経済上の利益の提供、⑩発注内容の不当な内容変更・やり直し、⑪協議に応じない一方的な代金の決定

発注企業側においては、今一度、取引内容や支払い条件などを確認し、適正な取引を心掛けましょう。



●旧下請法が定める義務・禁止事項●

義務	①発注書面を交付する ②下請代金の支払期日（受領日から60日以内）を定める ③取引に関する書類を作成・保存する ④支払いが遅延した場合に利息を支払う
禁止事項	①納品物の受領拒否 ②下請代金の支払遅延 ③下請代金の減額 ④発注した物品等の返品 ⑤買ったたき ⑥物品の購入・利用の強制 ⑦親事業者の違法行為を通報したことに対する報復 ⑧有償支給する原材料等の対価の早期決済 ⑨不当な経済上の利益の提供要請 ⑩発注内容の不当な変更、やり直し ⑪協議に応じない一方的な代金決定

旧下請法で禁止されている行為をしていると判断された場合、禁止行為の是正、原状回復、再発防止措置などを求める勧告を受ける場合があります。この勧告は、単なる「注意」ではなく、正式な法的措置としての拘束力を持っています。

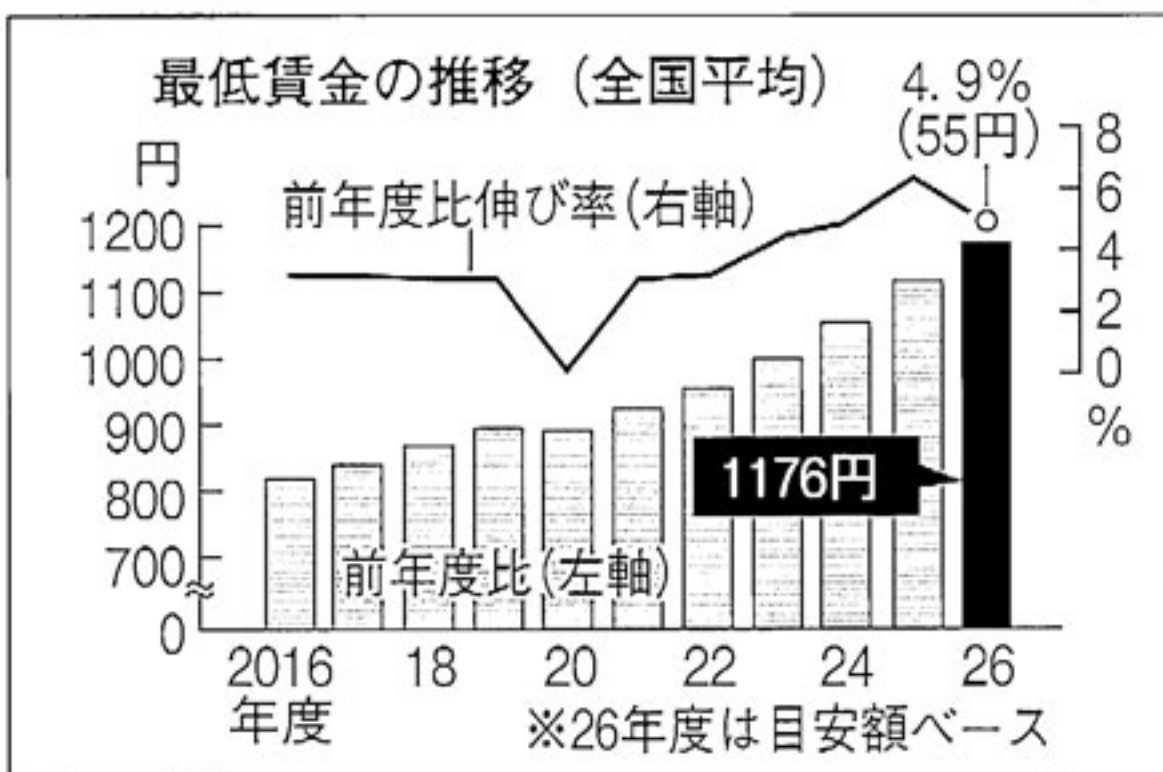
勧告を受けると、勧告の内容に従うかどうかに関わらず、企業名、違反内容、勧告内容が公正取引委員会のホームページ



最低賃金4・9%増へ 引き上げ額は平均55円

■2026年度の改定目安■

2026年度の最低賃金(時給)について、厚生労働省の中央最低賃金審議会は、引き上げ額の目安を全国平均55円(4・9%増)とすることを決めました。目安通り改定されれば、時給は平均1176円(現在は1121円)となります。増加額は、過去最高だった25年度の66円(6・0%増)より縮小しました。そこで今号では、2026年度の最低賃金の引き上げの目安を取り上げます。



最低賃金は、パートやアルバイトを含む全ての労働者に対し、企業が最低限支払わなければならない賃金で、現在は全国平均の時給で1121円となっています。

2026年度の最低賃金は、全国平均の時給で現在より55円引き上げられます。

引き上げ幅は、昨年度の実績と比べると11円低くなりますが、過去、2番目に大きい金額となります。

今後、各都道府県の地方審議会がそれぞれ実際の改定額を決定し、10月以降、順次新しい最低賃金が適用される見通しです。

■都道府県別の引き上げ額の目安■
最低賃金の引き上げ額の目安は、

ランク	都道府県	目安額
A	東京、埼玉、千葉、神奈川、愛知、大阪	+54円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、山梨、長野、滋賀、石川、福井、山梨、三重、奈良、和歌山、岐阜、京都、兵庫、奈良、和歌山、徳島、香川、岡山、広島、山口、福岡	+56円
C	青森、岩手、秋田、山形、長崎、鳥取、高知、佐賀、鹿児島、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	+56円

地域の経済実態にあわせて都道府県をA、B、Cの3つのランクに分けて示されています。

▽Aランクは、東京、埼玉、千葉、神奈川、愛知、大阪の6都府県で、引き上げ額の目安は54円。

▽Bランクは、北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡の28道府県で、引き上げ額の目安は56円。

▽Cランクは、青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の13県で、引き上げ額の目安は56円。

大都市に比べて最低賃金の水準が低い地方を底上げし、地域間格差を縮小するため、BランクとCランクの引き上げ額がAランクを2円上回る結果となりました。都市部より地方の方が人手不足感が強いことが考慮されました。

■企業側の対応■

まず、既存の従業員全員の時給を2026年度の予想最低賃金と照らし合わせて確認する必要があります。最低賃金を下回る従業員がいれば賃金を引き上げ、賃金規定等を変更する必要があります。

賃金を引き上げたことにより、例えば、パート・アルバイト従業員が「年収の壁」を超えてしまい、扶養から外れたり、社会保険への加入が必要となるケースも予想されます。社会保険の加入対象となる従業員がいれば、事前説明や社会保険関係の手続が必要になります。

また、最低賃金の引き上げに伴い、人件費の増加分をシミュレーションして、今後の資金繰り等への影響を把握しましょう。

最低賃金引き上げに伴う主な助成金としては、「業務改善助成金」、「キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース等)」などがあります。